

「交付目論見書の作成に関する規則」の一部改正(案)

平成 23 年 9 月 9 日
(下線部変更箇所)

新	旧
<p>交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本文中の記載事項及び記載順)</p> <p>第3条 交付目論見書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を記載するものとする。また、交付目論見書には、次に掲げる各号の順序に従って記載するものとする。</p> <p>(1) ファンドの目的・特色</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファンドの目的 約款の「運用の基本方針」に記載された「基本方針」や「投資態度」等に基づき、ファンドの目的とする事項を記載するものとする。 ② ファンドの特色 約款の「運用の基本方針」に記載された「基本方針」や「投資態度」等を踏まえ、ファンドの商品性に鑑み、投資者がファンドの特色を容易に理解できるよう投資の着目点を分かりやすく説明する。また、例えば、「ファンドの仕組み」、「運用手法」、「運用プロセス」、「投資制限」、「分配方針」等のファンドの特色となる事項を記載するものとする。この場合、以下の事項に留意するものとする。 イ ファンドの特色の記載に当たっては、文章による説明のほか、必要に応じて図表等を付加して説明することができるものとする。特に、ファンドの仕組みの説明に当たっては、当該ファンドが収益の源泉とする主な投資対象、投資方法（当該ファンドが直接投資するのか、ファミリーファンド方式等により間接的に投資するのか）の内容を投資者が容易に理解できるよう図表等により説明することが望ましい。 ロ 運用の権限を委託する場合は、運用の委託先の名称及び委託の内容等を記載するものとする。 ハ 信託期間中に運用目標や運用方針を変更することを想定しているファンドは、当初設定時及び変更後の内容について記載するものとする。 ニ <u>通貨選択型投資信託等については、全体像がイメージできるように、ファンドの仕組みと収益源を理解できるイメージ図を明示するとともに、収益源のリスク・リターンを要素別にイメージ図を用いて説明する。なお、イメージ図等の記載に当たっては、細則に定める記載方法を参考として、各ファンドの仕組みに合わせて工夫して記載するものとする。</u> ホ <u>「分配方針」の記載に当たっては、将来の分配金が保証されているものではない旨を細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。</u> 	<p>交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第1条～第2条 (同 左)</p> <p>(本文中の記載事項及び記載順)</p> <p>第3条 交付目論見書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を記載するものとする。また、交付目論見書には、次に掲げる各号の順序に従って記載するものとする。</p> <p>(1) ファンドの目的・特色</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファンドの目的 約款の「運用の基本方針」に記載された「基本方針」や「投資態度」等に基づき、ファンドの目的とする事項を記載するものとする。 ② ファンドの特色 約款の「運用の基本方針」に記載された「基本方針」や「投資態度」等を踏まえ、ファンドの商品性に鑑み、投資者がファンドの特色を容易に理解できるよう投資の着目点を分かりやすく説明する。また、例えば、「ファンドの仕組み」、「運用手法」、「運用プロセス」、「投資制限」、「分配方針」等のファンドの特色となる事項を記載するものとする。この場合、以下の事項に留意するものとする。 イ ファンドの特色の記載に当たっては、文章による説明のほか、必要に応じて図表等を付加して説明することができるものとする。特に、ファンドの仕組みの説明に当たっては、当該ファンドが収益の源泉とする主な投資対象、投資方法（当該ファンドが直接投資するのか、ファミリーファンド方式等により間接的に投資するのか）の内容を投資者が容易に理解できるよう図表等により説明することが望ましい。 ロ 運用の権限を委託する場合は、運用の委託先の名称及び委託の内容等を記載するものとする。 ハ 信託期間中に運用目標や運用方針を変更することを想定しているファンドは、当初設定時及び変更後の内容について記載するものとする。 <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>

新	旧
(2) 投資リスク ① 基準価額の変動要因 投資リスクの記載に当たっては、ファンドに与える影響度に応じた掲載順序にすることや文字の大きさや太さに強弱をつける等工夫するものとする。 また、投資リスクの項の冒頭において、ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨、投資信託が元本保証のない金融商品である旨、及び <u>投資信託が預貯金と異なる旨</u> の記載をするものとする。 ②～③ (略)	(2) 投資リスク ① 基準価額の変動要因 投資リスクの記載に当たっては、ファンドに与える影響度に応じた掲載順序にすることや文字の大きさや太さに強弱をつける等工夫するものとする。 また、投資リスクの項の冒頭において、ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨、及び投資信託が元本保証のない金融商品である旨の記載をするものとする。 ②～③ (同 左)
(3) ~ (4) (略)	(3) ~ (4) (同 左)
<u>2 前項第1号②のニに規定する通貨選択型投資信託等は、通貨選択型投資信託（投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益（為替ヘッジプレミアム及び為替差益）を追求する投資信託をいう。）及び单一の通貨コースで通貨選択型投資信託と同様の収益を追求する投資信託とする。</u>	<u>(新 設)</u>
(追加的情報) 第4条 前条により記載した事項の他、ファンドの特色やリスク等として投資者に開示すべき情報のあるファンダードは、「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を届出書の記載に従い記載するものとする。この場合、以下の各号に掲げる事項に留意するものとする。 (1) ファンド・オブ・ファンズは、投資先のファンド、または投資予定のファンドの一覧や当該ファンドの概要（主な投資対象や投資地域等）の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 (2) 仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする運用成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定されるファンドは、仕組債またはその他特殊な仕組みの内容、及び目標とする運用成果の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 (3) 特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指すファンドやロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドは、運用目標や運用方法の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 (4) 派生商品取引を積極的に利用するファンドの場合は、当該派生商品取引による運用方法の内容、目標とする運用成果及びリスクの内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 (5) 仕組債等の価額の公表や換金時期が特定日に限定されている資産を主な投資対象とする場合、当該状況によりファンドの基準価額計算や換金に影響がある旨の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 (6) <u>毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託（決算頻度が毎月及び隔月のもの）は、次に掲げる内容を細則に定める記載方法により、交付目論見書に記載しなければならない。</u> ①分配金は投資信託の純資産から支払われる旨 ②分配金が収益を超えて支払われる場合がある旨 ③分配金の一部又は全部が元本の一部戻しに相当する場合がある旨	(追加的情報) 第4条 前条により記載した事項の他、ファンドの特色やリスク等として投資者に開示すべき情報のあるファンダードは、「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を届出書の記載に従い記載するものとする。この場合、以下の各号に掲げる事項に留意するものとする。 (1) ファンド・オブ・ファンズは、投資先のファンド、または投資予定のファンドの一覧や当該ファンドの概要（主な投資対象や投資地域等）の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 (2) 仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする運用成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定されるファンドは、仕組債またはその他特殊な仕組みの内容、及び目標とする運用成果の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 (3) 特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指すファンドやロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドは、運用目標や運用方法の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 (4) 派生商品取引を積極的に利用するファンドの場合は、当該派生商品取引による運用方法の内容、目標とする運用成果及びリスクの内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 (5) 仕組債等の価額の公表や換金時期が特定日に限定されている資産を主な投資対象とする場合、当該状況によりファンドの基準価額計算や換金に影響がある旨の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。 <u>(新 設)</u>

新	旧
<u>2 前項各号に掲げる事項については、「追加的記載事項」に代えて「ファンドの目的・特色」や「投資リスク」として記載することを妨げない。</u>	<u>(新設)</u>
第5条～第6条 (略)	第5条～第6条 (同 左)
(交付目論見書の規格等) 第7条 交付目論見書を印刷物として提供する場合の規格は、A4判とする。	(交付目論見書の規格等) 第7条 (同 左)
2 使用する文字は、投資者の読みやすさに配慮した大きさの文字とし、契約締結前交付書面の要件として規定されている投資リスクの事項の記載に当たっては、日本工業規格Z8305に規定する10ポイント以上の大きさの文字とする。 <u>ただし、第3条第2号①のまた書きに定める「投資リスク」の冒頭において記載するファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨、投資信託が元本保証のない金融商品である旨、及び投資信託が預貯金と異なる旨の記載については、「投資リスク」の冒頭以外の事項に記載する文字より大きな文字で記載するか、これが困難な場合には、赤字や下線など目立つように工夫して記載するものとする。</u> (以下略)	2 使用する文字は、投資者の読みやすさに配慮した大きさの文字とする。 <u>ただし、契約締結前交付書面の要件として規定されている投資リスクの事項の記載に当たっては、日本工業規格Z8305に規定する10ポイント以上の大きさの文字とする。</u> (同 左)
附 則 1. この改正は、平成23年〇月〇日より実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。 2. 前記1.にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。	